

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
株式会社南山開発	8360001001672	沖縄県那覇市小禄1丁目12番29号	R8.7.17 ～ R8.11.16 4ヵ月	指名停止等措置要領 別表第2第13号 (建設業法違反行為)	当該事業者は、令和4年度から令和6年度の経営事項審査の申請に際し、 実態と異なる内容を記載した工事経歴書及び技術職員名簿を提出していたこ とが、確認された。また、その結果をもって、沖縄県に対し、入札参加資格の 申請を行った。 このことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和8年3月24 日に沖縄県知事より30日間の営業停止処分を受けた。
株式会社ジェイアール東日本企画	7011001029649	東京都渋谷区恵比寿南1丁目5番5号	R7.11.11 ～ R8.8.10 9ヵ月	指名停止等措置要領 別表第2第15号 (不正又は不誠実な行為)	当該事業者は、国土交通本省及び観光庁が令和5年度に交付した補助金2 件(※)に関して、実際の従事状況に基づくことなく算定した人件費を、当該補 助金交付のため必要な実績報告書等に記載して国土交通本省等に提出し、 補助金を過大に請求していた。 (※)「住宅市街地総合整備事業補助金(空き家対策総合支援事業(モデル性 の高い空き家対策に関する広報等を行う事業))」及び「訪日外国人旅行者周 遊促進事業費補助金(観光再始動事業)」